

履修規程

〔総則〕

- 第 1 条 音楽学部卒業資格を得るための履修は、学則第 4 章で定める規定およびこの履修規程の定めるところによる。
- 2 音楽専攻科修了資格を得るための履修は、学則第 5 章に定める規定のほか、この履修規程の定めるところを準用する。

〔履修科目と単位〕

- 第 2 条 本学の開設予定の授業科目および卒業・修了に必要な履修科目と単位の取得方法は別表 1（音楽学科）、別表 2（こども学科）、別表 3（音楽専攻科）に示すとおりとする。
- 2 音楽学科を卒業するには、別表 1 P21～28（音楽学科）に示すとおり、下記[A] [B] [C]各科目群の必修単位及び選択必修単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。
- [A] 基礎科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
[B] 展開科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
[C] 発展・応用科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
- 3 こども学科を卒業するには、別表 2 P29～34（こども学科）に示すとおり、下記[D] [E] [F]各科目群の必修単位及び選択必修単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。
- [D] 基礎科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
[E] 展開科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
[F] 発展・応用科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
- 4 音楽専攻科を修了するには、別表 3 P35（音楽専攻科）に示すとおり、選択必修単位および修了研究を含んで、30単位以上修得しなければならない。
- 5 授業科目によっては、教員が履修または受講を指導することがある。

〔単位数の基準〕

- 第 3 条 授業科目の単位数の基準は、学則第 4 章第24条に定めるところによる。

〔履修登録〕

- 第 4 条 学生は自己が履修登録しようとする全授業科目について、「履修届」を教務課に、「履修カード」を授業担当者にそれぞれ提出しなければならない。
- ① 履修届は指定された期日までに、履修カードは履修しようとする科目の 2 回目の授業日までに提出し、履修登録するものとする。
- ② 履修登録をしていない科目については、受講の意思がないものとみなし、たとえ受講しても成績評価及び単位認定はできない。
- ③ 履修登録をした後で履修を取り消す場合は、原則として指定された期日までに「履

修取消願」を教務課に提出しなければならない。

- ④ いったん提出した履修届については、原則として科目の追加を認めない。
- ⑤ 科目名は学則に記載されたとおりに正確に記入し、その他の項目も記入漏れがないように注意すること。
- ⑥ 履修は提出した履修届のとおりでなければならない。
- ⑦ 履修届は必ず控えを取っておくこと。

〔試験および成績評価〕

第 5 条 履修した授業科目に対する学習成績の評価および課程修了の認定は、試験および平素の成績によって行なう。

- ① 試験には通常の試験のほか、追試験、再試験がある。
- ② 成績評価は、筆記・口述・実技等による試験やレポート等により行う。それぞれの授業科目における成績評価基準はシラバスに定める。

〔学習成績の評価〕

第 6 条 学習成績は点数によって評価し、本人への成績通知および成績証明書の記載には次の基準によって「秀」「優」「良」「可」「不可」および「評価不能」の評語を用いる。

- ① 100点～90点まで 「秀」
- ② 89点～80点まで 「優」
- ③ 79点～70点まで 「良」
- ④ 69点～60点まで 「可」
- ⑤ 59点以下 「不可」

「可」以上を合格とし「不可」は不合格とする。出席日数が3分の2に満たない者、また正当な理由がなく受験しなかった者は「評価不能」とし不合格とする。

なお、教職課程および資格取得課程に関する専門科目は5分の4以上とする。

〔成績通知〕

第 7 条 本人に対する成績通知は、各学期開始前に配付する成績通知書によって行なう。

〔成績評価に関する確認及び異議申し立て〕

第 7 条の2 学生は、自己の成績評価について、シラバスに記載されている成績評価の基準及び方法に照らして明らかな誤りがあると思われる場合は、確認及び異議申し立てをすることができる。

- ① 自己の成績評価について疑義が生じ、これを確認しようとする者は、原則として成績通知書配付後 10 日以内に、「成績確認願」を教務課に提出しなければならない。
- ② 確認結果に異議が生じ、これを申し立てようとする者は、原則として確認結果受領後 7 日以内に、「成績異議申立書」を教務課に提出しなければならない。

〔受験無資格者〕

第 8 条 次の各号の一に該当する者は、全部または一部の授業科目について受験無資格者となることがある。

- ① 履修届を提出していない者は全授業科目について

- ② 学納金未納者は全授業科目について
- ③ 試験時に開始後20分以上遅刻した者はその授業科目について
- ④ 試験時の学生証不携帯者はその授業科目について

〔不正行為〕

第 9 条 試験に不正行為のあった者に対しては、その学期で履修した全授業科目の成績評価を不可とする。

〔定期試験〕

第 10 条 成績評価は、各授業科目でシラバスに定めた内容で行なう。

- 2 正当な理由なしに試験を受けなかったり、レポートを提出しない者は、その授業科目の単位修得を放棄したものとみなし、第11条に定める追試験を受けることができない。

〔追試験〕

第 11 条 追試験とは、病気その他のやむを得ない理由により、試験やレポート提出をできなかった者に対して後日同様の措置を取ることをいう。

- 2 前項に規定する「その他のやむを得ない理由」には、次の理由が含まれる。

- ① 三親等以内の親族の死亡
- ② 二親等以内の親族の危篤
- ③ 教育実習、保育実習およびその他の実習
- ④ 就職試験
- ⑤ 交通事故
- ⑥ 不慮の災害
- ⑦ 交通機関の途絶及び延着
- ⑧ 学校感染症
- ⑨ その他、大学が特に認めた場合

〔追試験願、追試験料〕

第 12 条 前条の規定により追試験を受けようとする者は、所定の追試験願に医師の診断書、または公の証明書を添付し、別に定める受験料を添えて、その試験等の終了後 1 週間以内に教務課に願い出なければならない。

- 2 所定の期間に提出された願い出に対し、担当教員が該当する授業科目の追試験を実施する。
- 3 所定の期間より後から提出された願い出は受け付けない。手続き・その他不明な点があればすみやかに教務課に問い合わせること。
- 4 追試験料は、1 科目5,000円とする。

〔追試験の成績〕

第 13 条 追試験は期日を定めて 1 回に限り試験終了後に行ない、成績は原則として79点を最高限度とする。

- 2 ただし、就職試験、教育実習、三親等以内の親族の死亡及びインフルエンザ等の学校感染症、その他大学が特に認めた場合は100点満点とする。

〔再試験〕

第 14 条 再試験とは、卒業・修了時に卒業・修了に必要な単位が不足した者、または卒業・修了資格を得ながら「教職に関する科目」「保育士資格取得に関する科目」および「音楽療法士資格取得に関する科目」の単位が不足した者に対して、教授会での詮議の上で行う試験をいう。

- 2 卒業に関する再試験は、卒業までの不足分が3科目以内であり、またその年度に履修して不可となっている場合に実施する。
- 3 修了に関する再試験は、修了までの不足分が2科目以内であり、またその年度に履修して不可となっている場合に実施する。
- 4 教職に関する科目の再試験は、同様に1科目に限り実施する。
- 5 再試験実施科目は対象者に個別に連絡する。

〔再試験願、再試験料〕

第 15 条 前条の規定により再試験を受けようとする者は、所定の再試験願に再試験料を添えて、教務課に願い出なければならない。

- 2 前項の再試験願の提出期限は、卒業判定結果の発表日から3日以内とする。
- 3 再試験料は、1科目20,000円とする。

〔再試験期日及び成績〕

第 16 条 再試験は卒業判定結果発表後に行ない、成績は60点を最高限度とする。

〔履修制限〕

第 17 条 1年間に履修できる単位数は各学期23単位を目安として、年間で計46単位までとする。

〔再履修の制限〕

第 18 条 すでに単位を修得した科目の再履修は認めない。

〔学内演奏〕

第 19 条 卒業研究・修了研究の一環として、演奏家養成グループの者は卒業・修了年次に「学内演奏会」で演奏発表しなければならない。また、音楽創作者養成グループ及び音楽教育者養成グループの者は卒業・修了年次に「作品発表会」で作品（演奏・論文等を含む）を発表しなければならない。

〔集中講義〕

第 20 条 授業は毎週行なう授業の他に集中して行なうことがある。

- ① あらかじめ、開講授業科目・授業日程および履修方法は掲示によって連絡する。
- ② 集中講義の受講を希望する者は、教務課で履修手続きをしなければならない。

付則 本規程は平成13年4月1日より施行する。

付則 本規程は令和2年4月1日より施行する。

ただし別表1および2で示す卒業要件に関しては各学年、入学時の規程を適用する。